

(案)

地独評委第 号
令和 3 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 中島 茂

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間の終了時における検討について、地方独立行政法人法第 7 9 条の 2 第 2 項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間の終了時における検討の結果、地方独立行政法人として業務を継続させることが適当であると認められる。

また、法人の組織の在り方、組織及び業務の全般については、次期中期目標の策定・指示をもって、所要の措置を講ずることとすることが適当である。